

小山台高校正応援歌

歌詞 (Lyrics):

ゆけじゅんばくのユニーフォーム ゆー
るがぬちーからそら一はれてわ
れらの意気一のすすむところ は
りはつ二ねーにほほえめーりあー
あーなーかききくのかおり
あゝ高き菊の香
勝利は常にほほえめり
我らの意気の進むところ
ゆるがぬ力空晴れて
行け純白のユニフォーム

1. 学則

第1章 総則

第1条 (目的) 本校は教育基本法及び学校教育法に基づいて高等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 (課程) 本校は全日制課程普通科の高等学校である。

第3条 (修業年限) 本校の修業年限は3年とする。

第4条 (生徒定数) 男女共学とし生徒定数は東京都教育委員会の定めるところによる。

第2章 学年・学期及び休業日

第5条 (学期) 学年は3学期制とし、原則として次のように分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

※各学期の開始日等については、長期休業日の弾力的運用に関連して、適宜変更する。

第6条 (休業日) 休業日は次のとおりとする。

- (イ) 日曜日
- (ロ) 土曜日 (土曜授業の無い)
- (ハ) 国の定める祝日
- (ニ) 開校記念日 (1月20日)
- (ホ) 都民の日 (10月1日)
- (ヘ) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から1月7日まで
春季休業日 3月26日から4月5日まで
※夏季休業日・冬季休業日等については長期
休業日の弾力的運用による土曜授業との関
係で適宜変更する。

(ト) その他急迫の事態があったときあるいは臨
時に定めた日

第3章 教育課程

第7条 (教科・科目) 教科・科目は高等学校学習
指導要領及び東京都の設置基準による。

第8条 (教育課程) 各学年において履修する教科・
科目及びその毎週の授業時数等は別に定める。

第9条 (授業時数) 平常の毎週の教科・科目の授
業時数は原則として34時間とし、そのうち、ロ
ングホームルーム及び総合的な学習の時間は、
それぞれ1時間とする。

第10条

第1項 (授業日数) 年間における教科・科目の
授業日数は210日(39週)以上とする。

第2項 (土曜日授業) 平成17年度より、土曜授
業を実施する。

第4章 単位修得、進級、卒業の認定

第11条 (単位の認定) 履修した科目の単位修得の
認定は、定期考查の成績及びその他の学習活動
を総合して学年末に行う。

第12条 (進級・卒業) 本校所定の教科・科目の単

位を履修・修得し、その他必要な条件を充たし
ていると認定されたものについて、進級または
卒業を認める。

第13条 (単位認定等の細則) 単位修得の認定、進
級・卒業の認定の方法などの細則について、別
に定める。

第5章 入学・退学・転学・休学・留学

第14条 (入 学)

東京都の規定による。

第15条 (転・編入学)

東京都の規定による。

第16条 (保護者及び保証人)

東京都の規定による。

第17条 (退 学) 生徒が病気その他の理由に
よって退学を希望するときは理由を詳記し、病
気のときは医師の診断書を添え保護者連署の上
で校長に願い出るものとする。

第18条 (再 入 学)

全文削除

第19条 (転 学) 生徒が他の高等学校に転学を
志望するときは理由を詳記して保護者連署の上
で校長に願い出るものとする。

第20条 (休 学) 次の理由の一に該当するもの
は休学を願いでることができる。

(イ) 病気などの心身の故障のため3ヶ月以上休
養を要すると認められた者

- (ロ) 外国等に留学または旅行のため3ヶ月以上出席が困難であると認められた者
 - (ハ) その他特別な事由で現に3ヶ月以上欠席している者で、引き続き3ヶ月以上出席困難と認められる者
- (二) 休学の期間はその学年の残余の期間を超えてはならない。ただし、休学の事由がなお消滅しない場合は願い出により病状等に応じ、さらに休学許可のあった日から起算して2年を超えない範囲で更新できるものとし、両学年にまたがる場合には学年末に更新しなければならない。

第21条（留学）海外留学を理由として「留学」を願いでいることができる。なお、留学の許可、期間、単位の認定などの細則については別に定める。

第22条（復学）休学者または留学生でその事由が消滅した場合は復学を願い出ることができる。

第6章 授業料等

第23条（納入金）授業料その他の納入金は指定の日までに保護者から納入する。

第24条（納入免除）休学または留学の場合は、その許可された月の翌月以降の授業料等は免除される。また復学の場合は、その許可された月から授業料は納付しなければならない。

2. 生活困窮者等で授業料等の納入が困難であると認められた者はその納入を免除することができる。

第25条（料金徴収）入学考查料、証明書発行手数料等は東京都立学校の授業料等徴収条例及びその施行細則によってこれを徴収する。

第7章 賞罰

第26条（表彰）校長は必要と認めたとき生徒を表彰することができる。

第27条（懲戒）校長及び教員は教育上必要があると認められたときは生徒に懲戒を加えることができる。

- 2. 懲戒は退学・停学・訓告・訓戒その他とする。
- 3. 退学・停学・訓告は校長が行う。

第28条（退学処分）校長は生徒が次の各号の一に該当するときは、これに退学を命ずることができる。

- (イ) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (ロ) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (ハ) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (ニ) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 附則

第29条 本学則施行上必要な細則は別に定める。

2. 学習活動の心得

1. 授業

- (1) 授業中は他の生徒の迷惑にならないよう静粛を旨とし学習に専念する。
- (2) 10分を経過しても教科担任が出講しないときは連絡委員、正代表等は教科担任または教務部に連絡し、指示を受ける。

2. 自習時間

- (1) 自習はその授業を行う教室で静粛に行う。みだりに教室を出てはいけない。
- (2) 授業時間中は、許可なく運動施設を利用してはならない。
- (3) 音楽室以外では楽器を使用してはならない。

3. 定期考查

- (1) 考査期間中、机を等間隔に離し、番号順（選択の場合は組別、番号順）に着席する。
- (2) 定期考查1週間前より、職員室の出入りは原則として禁じる。
- (3) 定期考查1週間前より、班活動を中止する。
- (4) チャイムの鳴り始めて考査を開始し、鳴り始めで終了する。終了と同時に筆記用具を置く。列の最終番の生徒が答案の回収を行う。その間他の生徒は着席のまま静粛に待ち、監督者の許可があるまで席を立たない。
- (5) 机上には、鉛筆類、消しゴム、時計以外はお

かない。

- (6) 机の中は空にし、本・ノート・筆入れ等はカバンの中にしまう。カバンはファスナーをして椅子の下におく。
- (7) 携帯電話等の電子機器や時計のアラームなど音の出る機器のスイッチは切る。
- (8) 筆記用具等の貸し借りは認めない。必要が生じたときは監督者の許可を得る。
- (9) 考査中の生徒の退出は原則認めない。やむを得ない理由で退出する場合は、その時点で答案を提出する。退出後、教室に戻った場合は、新しい解答（答案）用紙に解答することとし、その採点結果は参考点扱いとなる。

4. 出欠の取扱い

- (1) 授業開始後25分以上の遅刻は欠席として扱う。
- (2) 忌引きとして認める日数
 - (ア) 父母 5日・祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば 3日・いとこ・おい・めい 1日
 - (イ) 忌引日数は、休日を含めない。
 - (ウ) 忌引きのため旅行する場合は、その日数を加える。

5. 台風等の気象状況の影響に伴う 授業の取扱いについて

気象庁より「東京23区東部」または「東京23区西部」に警報が発令されている場合には、生徒の安全確保等の観点から、下記のとおり授業を取扱うものとする。

なお、事前に学校より連絡があった場合は、学校ホームページにも内容を掲載するので、確認のうえ対応すること。

記

1 気象庁発表の警報と授業実施について

判断する時間	「東京23区東部」または 「東京23区西部」の 警報	登校・授業 開始の時間
午前6時の段階	大雨 または 暴風 または 大雪 または 暴風雪	午前10時から
引き続き 午前9時の段階	大雨 または 暴風 または 大雪 または 暴風雪	午後1時から
引き続き 午前11時の段階	大雨 または 暴風 または 大雪 または 暴風雪	臨時休校

2 交通機関の遅延等を含め台風の影響により遅刻・欠席した場合には、出席扱いとするので担任に申し出ること。また、登校については無理のないよう自宅出発前に各家庭において判断すること。

3 登校後、平常授業中や放課後などに台風の接近等による大雨・強風等の影響により交通機関

の乱れ等が想定される場合には、早目に下校の措置をとる。

- 4 臨時時間割等により、授業開始時刻が異なる場合があるので注意すること。
- 5 臨時休校となった場合、授業は別途振り替える。

3. 進級・卒業に関する規定

1. 教科・科目の評定

各学期末及び学年末における各科目の評定は、¹高等学校学習指導要領に定めるそれぞれの教科・科目の目標に基づき、原則として、定期考查及び実技試験の結果を主とし、これにその他の学習活動の成果を加味して、総合的に定めることとし、表示は以下の5段階とする。

- 5 特に高い程度に目標を達成しているもの。
 - 4 高い程度に目標を達成しているもの。
 - 3 おおむね目標を達成しているもの。
 - 2 目標の達成が不十分なもの。
 - 1 目標の達成が著しく不十分なもの。
- なお、学年末の評定1は単位の未修得を表す。

2. 単位の履修

科目的欠席時数が授業時数の4分の1を超えた場合には、その科目的履修は認めない。

3. 単位の修得

科目の単位を履修し、かつ科目的到達目標に達したと認められた場合はその単位を認定し、生徒はその科目の単位を修得したことになる。

4. 進級、卒業の認定

次の条件を満たした者は、進級または卒業が認められる。ただし当該年度の欠席日数が、出校しなければならない日数の3分の1を超えた

者は、進級または卒業を認めない。

(a) 進級…(ア) 第1学年において学校が定めた科目（別表教育課程表参照）をすべて履修し、かつ27単位以上を修得すること。

(イ) 第2学年において学校が定めた科目（別表教育課程表参照）をすべて履修して、28単位以上を修得し、かつ1、2年の修得単位数の合計が59単位以上であること。

(ウ) 第1学年、第2学年において、各教科以外の教育活動の成果がその目標からみて、満足できると認められること。

(b) 卒業…(ア) 第3学年において学校が定めた科目（教育課程表参照）をすべて履修し、1～3学年の修得単位数の合計が85単位以上であること。

(イ) 第3学年において各教科以外の教育活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。

※進級・卒業に必要な単位数には、ホームルームは含まない。

5. 学校生活に関する心得

以下は本校の基本的なルールをまとめたものである。内容をよく理解して、規則正しい学校生活を送ること。

- 1 始業5分前（予鈴）までに登校する。
- 2 午後5時までに完全下校する。
- 3 登校にあたっては、休業中も含めて制服を着用する。
- 4 制服の規定は以下のとおりとする。厳守すること。

〈冬期〉（11月1日～4月30日）

- ① 男 子
 - ・黒の詰襟学生服。上着には指定のボタン。
 - ・座金、校章を左襟に付ける。
 - ② 女 子
 - ・上着はシングル2つのボタン（金ボタン）のジャケット。
 - ・スカートは指定のスカート。
 - ・白色のワイシャツを着用する。
 - ・指定のリボンタイ（エンジ・紺・赤地に紺と白のストライプ）を着用する。
- ※式典の際はエンジのリボンタイを着用すること。ただし指定された行事以外では、リボンタイは着用しなくてもよい。
- ※ネクタイの着用は認めない。

※男女とも防寒用のセーター等を着用する場合は、襟はVネック、単色で無地のもの。色は白、紺、黒、ベージュ、グレーとする。

※登下校の際は、必ず上着を着用する。

〈夏期〉（5月1日～10月31日）

冬期の制服以外に、次に記す略装也可。

- ① 男 子
 - ・指定のズボンに白ワイシャツを着用。
- ② 女 子
 - ・指定のスカートに白ワイシャツを着用。

※ネクタイの着用は認めない。

※男女とも、ワイシャツの代わりに、本校オリジナルマーク入り紺ポロシャツの着用、及び白のポロシャツの着用可。

※男女とも白のワイシャツの上にベスト・カーディガン、セーター着用可。なお、着用する場合は、襟はVネック、単色で無地のもの。色は白、紺、黒、ベージュ、グレーとする。

〈備考〉止むをえない特別の事情で制服以外のものを着用する場合は、生徒手帳の諸届欄に記入して担任の許可を受ける。（異装届）

- 5 脱色、染髪などの頭髪は認めない。高校生としてふさわしいものにすること。
- 6 始業から放課後までは外出しない。止むをえ

ず外出する場合は生徒手帳の諸届欄に記入し、
担任の許可を受ける。(外出届)

- 7 早退する場合は担任または副担任に届け出る。当日の遅刻・欠席の連絡はFAXまたは電話にて午前8時~8時15分頃までに保護者が行う。(早退・遅刻・欠席届)
- 8 自転車通学は許可制とする。
- 9 学習や学校生活に必要なものは身に付けており、または持つて来ない。
- 10 貴重品の管理は、鍵付きのロッカーを利用するなどして、各自責任をもって行う。教室や更衣室には置かない。なお、多額の現金は極力持参しない。
- 11 上履き・体育館履きは所定のものを履き、グラウンド履きと区別をする。
- 12 班活動で公式戦の1週間前から、午後5時30分までの残留を認める。残留を希望する班は所定の用紙に記入し、顧問の許可を受け、係の教員に届け出る。(残留届け)
- 13 休日に登校する場合は事前に所定用紙に記入し、係の先生の許可を受ける。(休日活動届け)
- 14 ホーム・ルーム・昼休み等に校内で運動を行う場合は、安全に留意する。
 - ① ホーム・ルームで、活動を計画する場合は生徒部への事前の届け出をする。
 - ② 校舎内の運動は特別の場合を除いて禁止す

る。

- ③ 定期考査1週間前・定期考査中の放課後の運動等は禁止する。
- 15 施設、設備を破損した場合は、事情を調査し、故意に行われたものの場合は当該者またはその保護者が弁償をしなければならない場合がある。
- 16 校内環境を保全し、適切な学習環境を実施するためにも、ゴミの分別処理について格段の配慮をする。

〈ロングホーム・ルーム・ボール貸出要項〉

- 1 貸出時間
水曜日のロングホーム・ルームの時間帯
- 2 貸出可能クラス
年間ロングホーム・ルーム計画で認められているクラスのみに貸出す。
(A面、B C面、G面のみ) … J面での借用は認めない。
- 3 貸出手続き
ホーム・ルーム運営委員または体育委員が前日までに「体育委員会用具借用願」を体育委員会担当教諭に提出する。その際必要事項を必ず記入する。
- 4 貸出方法
ロングホーム・ルーム当日ホーム・ルーム前に体育職員室から用具倉庫の鍵を受け取り、借

用願いに記入した用具を借り、鍵を再びかけ、体育職員室に返却する。借用・返却に関しては、そのクラスの体育委員が責任をもって行う。

5 貸出品目

*バレーボール、バスケットボール、サッカーボール、バドミントン

6 その他

バレーボール、バスケットボールは、それぞれ屋内用と屋外用に分かれているので使用場所により使い分けること。

6. 諸施設の利用等について

A. 図書館

(ア) 閲覧

○ 開館時間

月曜日～金曜日

午前8時20分～午後4時50分

土曜日 午前8時20分～午後4時50分

休業中及び学校行事の際の開館は、そのつどお知らせします。

○ 図書は日本十進分類法によって配列され、開架式なので自由に利用できます。

(イ) 貸出・返却

○ 貸出冊数 1人3冊まで

○ 貸出期間 2週間(返却期限を守ること)

○ 禁帶出書は、場合により、閉館時より翌日開館時まで一夜貸出を認めます。

○ 逐次刊行物のバックナンバーも、図書と同様に貸出します。

○ 図書を紛失・汚損した場合は、同一図書か相当額を弁償して下さい。

(ウ) 館内でのエチケットを守って下さい。

○ 大声や私語など他人の迷惑になるような行為を慎み静粛にする。

○ 飲食物を持ちこまない。

○ 本・雑誌などの資料を無断で持ち出さな